入　札　公　告

香川県警察本部公告第195号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和８年11月16日

香川県警察本部長　　宮　島　広　成

１　入札に付する事項

⑴ 購入品目及び数量

視覚検査装置　２式

⑵ 購入物品の要求諸元

仕様書による

⑶ 納入場所

仕様書による

⑷ 納入期限

令和９年３月31日

⑸ 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

２　契約書作成の要否

要

３　電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札時までに、入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

県が契約書案の送付をする時までに、下記メールアドレスあてに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（視覚検査装置の購入)」とすること。

提出先：kskaikei@pref.kagawa.lg.jp

４　契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和８年11月16日から令和８年11月27日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第１号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前８時30分～午後５時）

郵便番号760-8579

香川県高松市番町四丁目１番10号

香川県警察本部警務部会計課　用度係

電話番号（087）833-0110　ＦＡＸ（087）831-1775

なお、入札説明書等の郵送等(ＦＡＸ・メール)を希望する場合は、上記担当に連絡すること。

５　契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和８年11月27日午後５時までに４に示した場所等に対し文書で行うこと。

回答は、令和８年11月30日から令和８年12月１日までの間（休日を除く午前８時30分から午後５時まで）上記４の場所で閲覧に供するとともに、令和８年12月１日午後５時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者全員にＦＡＸで送付する。

６　入札及び開札

⑴ 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和８年12月４日　午後５時

⑵ 開札の日時
令和８年 12 月７日　午前９時
⑶ 開札の場所
香川県警察本部警務部会計課

7　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

8　入札保証金及び契約保証金
規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和８年 12 月１日までに入札保証金・契約保証金減免申請書を香川県警察本部警務部会計課に提出すること。審査の結果は、令和８年 12 月２日までに通知する。

9　入札者の参加資格
次に掲げる要件を満たす者であること。
⑴ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
⑵ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格名簿においてＡ級に格付けされている者であること。
⑶ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
⑷ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
⑸ 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷引受証明書等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

10　入札者に要求される事項
入札に参加を希望する者は、９の⑸の要件を満たすことを証明する書類を令和８年 12 月１日午後５時までに、４に示した場所に提出（郵送の場合は令和８年 12 月１日必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。
提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和８年 12 月２日までに通知する。

11　入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12　入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13　落札者の決定方法
規則第 147 条第１項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14　契約締結の期限
落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から５日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15　予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16　その他

⑴　詳細は、入札説明書による。

⑵　落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。